

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	上尾市大字平方字小林三七六八番一 地 先から同市大字平方字小林三六五七番	区 間
一三・四三〇二一・五三	一三・四三〇一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三一・六七		延長 (メートル)
一部変更である。		備 考

平成二十五年二月十二日付け  
埼玉県北本県土整備事務所長  
告示第一号の道路予定区域の